



2023年3月28日

各 位

会社名 日鉄物産株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 真一
(コード番号 9810 東証プライム)
問合せ先 総務・広報部長 岩波 竜太郎
(TEL 03-6772-5003)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月上旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年4月17日（月曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 公告日 2023年3月28日（火曜日）
- (2) 基準日 2023年4月17日（月曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<https://www.nst.nipponsteel.com>

2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議事案等について

2023年3月10日に公表した「当社のその他の関係会社である日本製鉄株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、日本製鉄株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、当社株式の全て（ただし、公開買付者及び三井物産株式会社（以下「三井物産」といいます。）が所有する当社株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、①公開買付者及び三井物産が当社株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった株主（公開買付者及び三井物産並びに当社を除きます。）の所有する当社株式の数が1株に満たない端数となるように併合の割合を決定した上で、会社法第180条に基づく株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと、②本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止すること、及び③本株式併合の効力発生を条件として、2023年6月に開催予定の当社の定時株主総会で権利を行使することのできる株主を、公開買付者及び三井物産のみとするため、定時株主総会の議決権の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を、2023年6月上旬を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。当社は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定です。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会を招集せず、上記の基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集することを決定した場合には、その開催日及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきまして、改めてお知らせいたします。

以上